第 ３ 部　　災害復旧・復興対策

第１節　災害復旧対策

災害の復旧に際しては、市民の意向を尊重し、災害発生後の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として対策を実施する。

また、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する

１－１　公共施設の災害復旧対策

被災した公共施設の災害復旧については、単に原形復旧にとどまらず、再度の災害発生を防止するため、応急復旧終了後被害の程度を十分検討して、必要な施設の新設又は改良等を行うものとする。

災害復旧事業の対象事業は次のとおりとする。

（１）公共土木施設災害復旧事業
　ア　道路・橋梁災害復旧事業
　イ　地下鉄・ニュートラム災害復旧事業
　ウ　河川災害復旧事業
　エ　港湾施設災害復旧事業
　オ　海岸保全施設災害復旧事業

（２）都市災害復旧事業

（３）農林水産施設災害復旧事業

（４）上水道施設災害復旧事業

（５）工業用水道施設災害復旧事業

（６）下水道施設災害復旧事業

（７）住宅災害復旧事業

（８）交通施設災害復旧事業

（９）社会福祉施設災害復旧事業

（10）市立医療施設、病院等災害復旧事業

（11）学校教育施設災害復旧事業

（12）社会教育施設災害復旧事業

（13）その他災害復旧事業

１－２　災害復旧事業に伴う国の財政援助及び助成

災害復旧事業に伴う財政の援助及び助成に関して、法律又は予算の範囲内において国が全部もしくは一部を負担し、又は補助する災害復旧事業費は、知事、市長の報告、資料及び実施調査の結果等に基づき、主務大臣が決定し、適正かつすみやかに行う事となっている。

法律等により国が負担又は補助する災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき援助、助成する事業は、次のとおりである。

（１）法律により国が負担又は補助する事業

対象となる事業	根拠となる法律及び条項
河川、海岸、道路、港湾、下水道等の公共土木施設の復旧	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法　第３条
公立学校の施設の復旧	公立学校施設災害復旧費国庫負担法　第３条
公営住宅及び共同施設の復旧	公営住宅法　第８条
災害により特別に施行される土地区画整理	土地区画整理法　第121条
海岸保全施設等の復旧	海岸法　第27条
感染症予防事業、感染症病院等の復旧	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律　第62条
災害により特に必要となった廃棄物処理費用	廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第22条
臨時の予防接種	予防接種法　第22条
農地、農業用施設、共同利用施設等の復旧	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第３条
上水道施設の復旧	水道法　第45条
下水道施設の復旧	下水道法　第34条
道路の復旧	道路法　第56条
河川の復旧	河川法　第60条～第62条、第65条の２
鉄道の復旧	鉄道軌道整備法　第８条
生活保護施設の復旧	生活保護法　第75条
児童福祉施設の復旧	児童福祉法　第52条
老人福祉施設の復旧	老人福祉法　第26条
身体障害者更生援護施設の復旧	身体障害者福祉法　第37条の２
知的障害者援護施設の復旧	知的障害者福祉法　第26条
婦人保護施設の復旧	売春防止法　第40条

（２）激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律において対象となる事業

対象となる事業		適用条項
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助		
	公共土木施設災害復旧事業	第３条
	公共土木施設災害関連事業	
	公立学校施設災害復旧事業	
	公営住宅等災害復旧事業	
	生活保護施設災害復旧事業	
	児童福祉施設災害復旧事業	
	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム災害復旧事業	
	身体障害者更生養護施設災害復旧事業	
	知的障害者更生施設、知的障害者授産施設災害復旧事業	
	婦人保護施設災害復旧事業	
	伝染病院、隔離病舎等災害復旧事業	
	伝染病予防事業	
	公共施設区域内の堆積土砂排除事業	
	公共施設区域外の堆積土砂排除事業	
	湛水排除事業	
農林水産業に関する特別の助成		
	農地等の災害復旧事業又は災害関連事業	第５条
	農林水産業共同利用施設の災害復旧事業	第５条、第６条
	開拓者等の施設の災害復旧事業	第７条
	天災による被害農林漁者等に対する資金の融通に関する暫定措置	第８条
	森林組合等の行う堆積土砂の排除事業	第９条
	土地改良区等の行う湛水排除事業	第10条
	共同利用小型漁船の建造費の補助	第11条
	森林災害復旧事業	第11条の２
中小企業に関する特別の助成		
	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	第12条
	中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例	第13条
	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	第14条
	中小企業者に対する資金の融通に関する特例	第15条

対象となる事業		適用条項
その他の財政援助及び助成		
	公立社会教育施設災害復旧事業	第16条
	私立学校施設災害復旧事業	第17条
	母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	第20条
	水防資材費補助の特例	第21条
	罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	第22条
	産業労働者住宅建設資金融通の特例	第23条
	公共土木施設、公立学校施設、農地及び農業用施設等の小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需要額への算入等	第24条
	雇用保険による求職者給付の支給に関する特例	第25条

１－３　ライフラインの復旧に関する連携

災害発生後のライフライン復旧事業を合理的に進めるため、道路管理者の協力のもと、各部・関係機関が連携し、ライフライン施設（水道、下水道、電気、ガス、電話等）の被害状況、措置状況及び復旧状況の把握、並びにこれらの施設に係る復旧対策の調整を行う。

主な調整事項は、次のとおりとする。

（１）ライフライン被害情報の共有化

（２）道路被害・交通規制情報の共有化

（３）ライフライン応急復旧情報の共有化

（４）道路の応急復旧情報の共有化

（５）上記応急復旧の調整

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。

（１）上水道施設

ア　復旧計画

（ア）水道施設及び工業用水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

（イ）復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

（ウ）単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の水道事業者からの応援を受ける。

イ　広報

被害状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、各水道事業体等のホームページ上に稼働状況、復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達に努める。

（２）下水道

ア　復旧計画

（ア）下水道施設の被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

（イ）復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧

効果の大きいものを優先する。

（ウ）単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の下水道事業者からの応援を受ける。

イ　広報

被害状況、稼働状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、ホームページ上に稼働状況、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

（３）電気施設（関西電力株式会社）

ア　復旧計画

（ア）被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

（イ）復旧計画の策定に当たっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う計画を立てる。

（ウ）設備復旧後の送電を開始する際は、十分な点検を行い、感電事故、漏電火災などの二次災害の防止に努める。

イ　広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、関西電力のホームページ上に停電エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

（４）ガス施設（大阪ガス株式会社）

ア　復旧計画

（ア）被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

（イ）復旧計画の策定に当たっては、被災状況、設備の被害状況、周辺家屋・道路の被害状況等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きくなる復旧計画を立てる。

（ウ）単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

イ　広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、大阪ガス株式会社のホームページ上に供給停止エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

（５）電話施設（西日本電信電話株式会社（大阪支店））

ア　復旧計画

（ア）被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

（イ）復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先するこ

とを原則とするが、被災状況、設備の被害状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

イ　広報

被害状況、開通状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、各電気通信会社のホームページ上に開通エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

（６）放送施設（日本放送協会大阪放送局）

ア　復旧計画

（ア）被災した施設及び設備等については、迅速且つ的確にその被害状況を調査し、これに基づき速やかに復旧計画を作成する。

（イ）復旧の順位は、放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設・設備を優先する。

（ウ）被災受信設備の取扱いについて、告知放送のほか、状況によりチラシまたは新聞等の部外広報機関を利用して周知するとともに、関連団体及び関係機関との連携により、受信相談等を行って、被災者に対して災害情報を迅速かつ適正に提供できるよう努める。

イ　広報

災害時においては、市や関係機関等への情報提供に努める。

（７）鉄道施設（各鉄道事業者）

ア　復旧計画

（ア）鉄道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定する。

（イ）復旧にあたり、可能な限り路線別・区間別の復旧予定時期を明示するものとする。

イ　広報

被害状況、運行状況、復旧状況等今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、各事業者のホームページ上等に開通エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

第２節　復興対策

２－１　復興の基本方針

復興のため、災害発生の初期段階から各局・関係機関が連携して体制を整え、復興計画を策定し、すみやかに復興事業を実施させていくための基本方針は次のとおりである。

（１）復興の推進体制及び対象

大規模災害等により市域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに災害対策本部が復興事業実施の総合調整を行い、各部が連携して復興計画を策定する。

復興の対象は、市街地再建をはじめ、これにかかわる市民生活再建を基本とし、時限的な市街地再建と復興計画への合意形成を図りながら、復興事業を推進していく。

（２）復興計画

迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定めることができる。

復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針、及び府の復興基本方針に即して、府と共同して定めることができる。

また、関西広域連合の「関西復興戦略」や「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」など、関係機関の計画等やそれに基づく取組みとも整合が図れるよう調整する。

復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を市民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定めるものとする。また、計画の策定過程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。

ア　復興計画の区域

イ　復興計画の目標

ウ　被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項

エ　復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項

オ　復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項

カ　復興計画の期間

キ　その他復興事業の実施に関し必要な事項

（３）復興事業までの流れ

ア　被災状況の把握

災害発生後、早期に調査、情報収集を行い、復興計画を策定するための基礎資料としての被害状況をとりまとめる。

イ　地域指定の検討

災害発生前の市街地整備状況や被害状況を踏まえ、復興事業を行うべき地域の候補を選定する。必要に応じ復興対象地区の指定を行い復興計画（案）を策定する。また、被災住民へ復興計画への参画を働きかけ、被災住民の意見を反映させる。

ウ　広く市民等の意見を反映した復興計画の策定

策定された復興計画（案）をもとに、より広く意見を聞くため、必要に応じ関係機関や有識者等の意見も取り入れ復興計画をより良いものにしていく。

エ　復興事業の実施

被災住民の合意形成がなされたところから復興事業の実施を進めていくことになるが、その際にも十分に市民への広報・周知を行うものとする。

２－２　復興のための事前準備

復旧計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、平常時から行動手順や復興の考え方の整理、市民との共有など、事前準備に努める。

付　属　　（東海地震編）

警戒宣言発令時における対応計画

第１章　目的及び基本方針

第１節　目的

大規模地震対策特別措置法（昭和５３年法律第７３号）に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域において、大規模な地震の発生が予想される場合、内閣総理大臣は地震防災応急対策を緊急に実施するため、警戒宣言を発することとなっている。本市は、この強化地域から相当の距離にあるものの震度４ないし５弱程度の揺れが予想され、この地震による被害の軽減と強化地域に対する警戒宣言の発令に伴う市内の社会的混乱等の防止を図る必要がある。

この計画は、警戒宣言の発令に伴う市内の社会的混乱等の防止に努めるとともに、警戒宣言発令後の本市及び市民等及び事業者のとるべき適切な対応措置・警戒体制を確立することにより、市民等の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とする。

第２節　基本方針

１　基本的な考え方（本市の受けとめ方）

警戒宣言が発せられたときは、警戒宣言、東海地震予知情報を防災関係機関、市民等、事業者等に正確・迅速に周知・徹底を図り、地震応急対策を実施し、震災予防と社会的混乱の防止を図る。この計画は、東海地震の発震前または警戒解除宣言発令前の対応措置であり、発災後は大阪市地域防災計画に基づき災害応急対策を実施するものとする。

また、本市の市政・都市機能については、警戒宣言発令時においても平常どおり維持することを基本とする。

対応計画の策定及び実施にあたっては、防災関係機関が自ら実施する措置を除き市民等、事業者等のとるべき措置については、行政指導及び協力要請により対応する。

なお、東海地震に前後し、東南海・南海地震が発生する恐れもあることから、警戒解除宣言が発せられた場合は、東南海・南海地震に対応できるよう状況に応じて必要な措置をとる。

２　震度想定

本市における想定震度は、「東海地震による大阪市域の震度解析報告書」（昭和57年５月大阪市防災会議地震専門部会報告）によると、東海地震が規模（マグニチュード）8.2、震央距離260㎞で発生すれば大阪市内の震度は４、ただし地盤の軟弱な地域では震度５弱と想定される。

第３節　前提条件

計画策定に当たっての前提条件は、次のとおりとする。

１　警戒宣言の発令形態

２～３日以内に地震が発生するおそれがある形態とする。

２　警戒宣言の発令時刻

警戒宣言が発せられる時刻は、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済活動が盛んな平日の昼間とする。ただし各機関の業務遂行上、考慮すべき時間帯がある場合は、個別の対応策を考慮する。

３　この地震による大阪市への影響

市域においては、家屋損壊等、日常生活の機能が大きく阻害されるような被害は生じないが、家具の転倒やガラスの破損等による人身被害の恐れがある。

第２章　事前の対策

第１節　広報・教育

防災関係機関等は、平常時から警戒宣言が発せられるときに防災関係機関が実施する対策、市民等が取るべき措置等を各機関が実施する事業を通じて広報を行うと共に、職員及び児童、生徒、保護者に対し防災教育を実施する。

１　広報事項

・予想震度等
・警戒宣言の内容及びこれに対して取られる措置
・市民等の取るべき措置　　別記１
・事業所の取るべき措置　　別記２

２　職員及び児童、生徒等への教育事項

・東海地震について
・教職員の取るべき措置
・児童、生徒等の下校時等の安全措置
・学校に残留する児童、生徒の保護方法

第２節　防災訓練

防災関連機関は、警戒宣言発令時を想定した各種訓練を実施する。

１　訓練種別

・図上訓練
・通信訓練
・対策実施訓練（総合・個別）

２　主な訓練内容

・警戒宣言等の伝達
・対策本部の設置及び要員参集訓練
・警戒宣言発令時の広報
・警戒宣言発令後の情報の収集・処理・伝達
・緊急措置
・施設の管理上の注意

別記１　（市民等の取るべき措置）

ア　落ち着いて行動する。

イ　テレビ・ラジオによる正確な情報をキャッチする。

ウ　パンフレットに目を通し、発震時の心得の再確認をしておく。

エ　家族で仕事の分担をきめてとりかかる。

オ　出火の防止（ガスや石油ストーブなど裸火の始末はいつでも出来るようにしておく）、危険物の安全措置（缶入り灯油、塗料溶剤等は安全な場所に保管し、転倒、転落、漏洩防止措置を講じておく等）をとる。

カ　飲料水を貯蔵する。

キ　家具や物が転倒、落下するのを防止する措置をとる。

ク　ブロック塀、門柱、看板に転倒落下防止措置を講じる。

ケ　非常持ち出し品を点検し、いつでも持てるように用意する。

コ　隣近所と連絡をとり、支援を要する者に対する対策を講じておく。

サ　自動車、電話の使用はなるべく控える。

別記２　（事業者等の取るべき措置）

ア　百貨店、地下街等の不特定多数の顧客がいるところでは、避難・誘導を円滑にできるよう準備をしておく。

イ　市街地内の危険物取り扱い業者は危険防止に万全の措置をとる。

ウ　化学工場等危険物を大量に保有している事業所では、保安点検を強化し安全対策を推進する。

エ　一般の事業所でも火気を使用しているところ、薬品の混触による発火等の危険のあるところでは、出火防止等の安全措置をとる。

オ　タンクローリー等危険物の運搬車両は、運転の自粛ないし安全運転に留意する。

カ　勤務時間外の事業所の保安体制の確立を図る。

キ　店頭の看板、自動販売機、ブロック塀等の転倒防止、窓ガラスの落下防止の措置を取る。

第３章　東海地震注意情報及び東海地震予知情報の応急対策

第１節　災害対策警戒本部の設置

１　東海地震注意情報の受理から警戒宣言が発せられるまでの間、大阪市・区災害対策警戒本部（以下「市・区警戒本部」という）を設置する。

２　市・区警戒本部は、発震前において実施すべき応急対策の確認及び緊急に措置すべき事項について連絡調整を行う。

第２節　応急対策要員の動員

応急対策を行うに必要な職員の動員配備の時期は、東海地震注意情報を受理したときとし、その規模は、おおむね４号動員とし、方法等は、大阪市地域防災計画の定めるところによる。

第３節　東海地震注意情報及び東海地震予知情報の伝達

危機管理監は東海地震注意情報を入手したときは速やかに市長、副市長に報告するとともに各局長等及び区長に伝達する。又、東海地震予知情報を入手したときは、必要に応じ速やかに市長、副市長に報告するとともに、各局長等（各部長）及び区長（区警戒本部長）に伝達する。伝達を受けた各局長等（各部長）及び区長（区警戒本部長）は速やかに職員（部員・班員）にその内容を周知するとともに、適切な措置を講じる。

なお、（　）は、災害警戒本部が設置されている場合である。

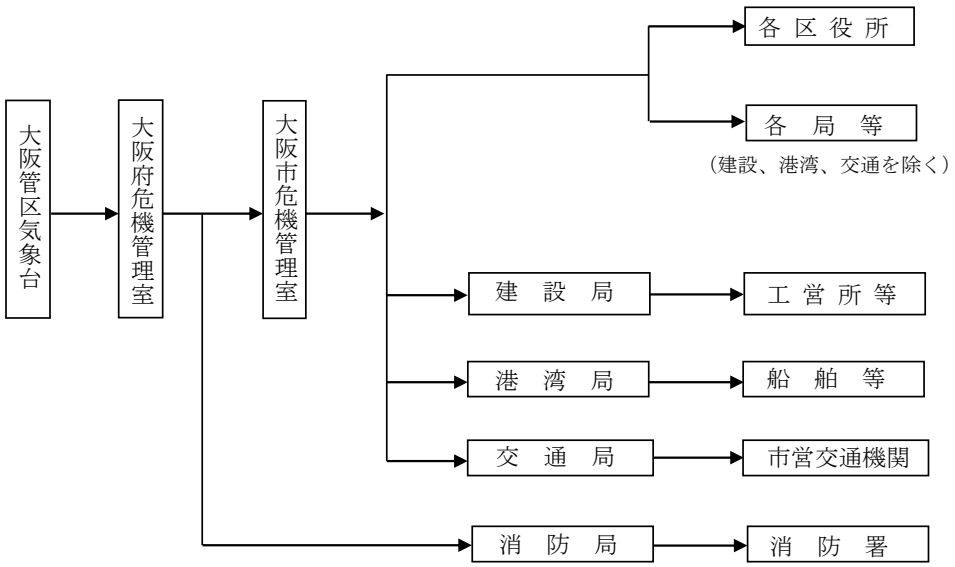

※勤務時間内、時間外共通

図　東海地震注意情報の伝達系統

第４章　警戒宣言時の応急対策

第１節　災害対策本部の設置

１　地震防災対策強化地域に対し警戒宣言が発せられたとき、直ちに災害対策本部（以下「本部」という）を設置するとともに、東南海・南海地震の発生について警戒する。

２　本部の組織・運営方法については、大阪市災害対策本部条例及び大阪市地域防災計画の定めるところによる。

第２節　警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達

１　職員に対する措置

危機管理部長は、警戒宣言を入手したときは、速やかに市長、副市長に報告するとともに各部及び各区警戒本部に伝達する。

また、東海地震予知情報を入手したときは必要に応じ、速やかに本部長、副本部長に報告するとともに、各部及び区本部に伝達する。

伝達を受けた各部長等は速やかに部員にその内容を周知するとともに、適切な措置を講じる。

２　市民等に対する周知

報道機関のラジオ・テレビ放送により、かなり周知されるが、同報無線を用い、その徹底を図るとともに、必要に応じ広報車、航空機を用いるほか区本部、消防署等が警察署等関係機関と連携し、あるいは自主防災組織等の協力を得て市民等に伝達する。

3　伝達系統図及び伝達文例

（1）警戒宣言の伝達系統

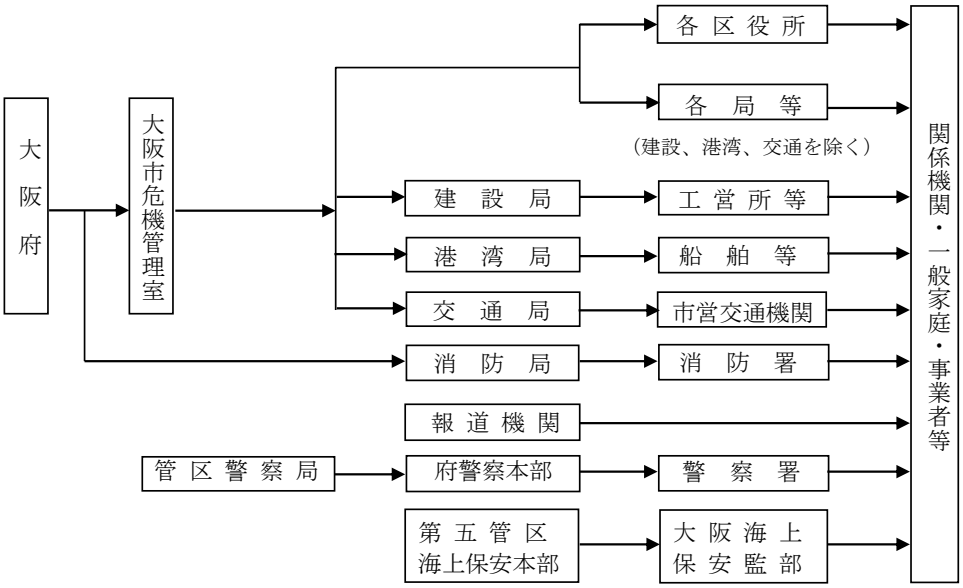

※勤務時間内、時間外共通

図　警戒宣言の伝達系統

（2）東海地震予知情報の伝達系統

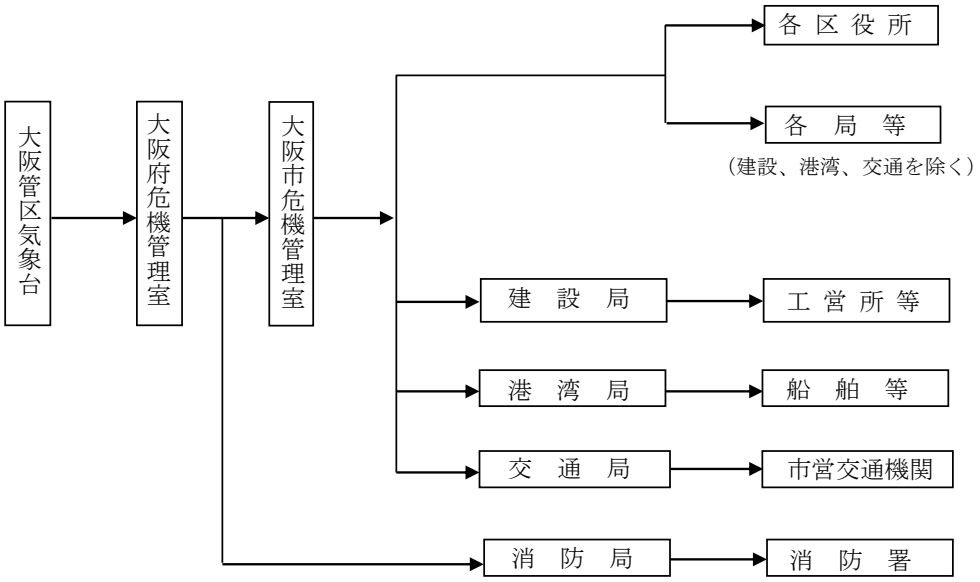

※勤務時間内、時間外共通

図　東海地震予知情報の伝達系統

（３）伝達文例

「本日　　時　　分、東海地震の警戒宣言が出されました。テレビ・ラジオ等によって、正確な情報の収集に努め、落ち着いて行動して下さい。」

第３節　広報

１　広報の開始時期

広報の実施は、原則として警戒宣言の発令以降とする。

２　広報の内容

（１）警戒宣言の発令及び東海地震予知情報の内容

（２）東海地震による大阪市への影響

（３）市民等及び事業者がとるべき措置

その他必要と認めること

３　広報の方法

（１）報道機関への発表

随時、市政記者クラブを通じて行う。

（２）同報無線の使用

（３）本市の提供するテレビ、ラジオ番組の利用

（４）各種広報印刷物の発行

（５）広報車、航空機の利用

４　放送機関に対する協力要請

警戒宣言が発せられた場合、日本放送協会大阪放送局及び民間放送８社に対し「災害時における放送要請に関する協定」により前記２（広報の内容）の放送を要請する。

第４節　応急対策

１　本市における応急対策

警戒宣言時において、本市のなすべき応急措置は、次のとおりとする。

（１）共通事項

ア　一般事項

（ア）　職員への情報伝達

各部、各区本部においては、的確かつ迅速に情報内容を部員に周知する。

（イ）　実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材の点検等

各部、各区本部においては、あらかじめ定められた各部、各区本部の応急対策の内容を確認のうえ、必要な箇所へ配置するなど、直ちに対策の実施に移る。

（ウ） 通常業務の確保

応急対策に従事する職員以外の職員は、勤務時間中は通常業務態勢をとる。

（エ） 職員の安全措置

職場内の点検を行い、書棚、什器等の転倒防止、出火危険場所の安全措置、その他職員の安全確保のための措置を講じる。

（オ） その他の措置

自家用発電機、消防設備、無線設備の非常電源を点検して作動できる状態にしておく。

イ 市民利用施設の管理

（ア） 警戒宣言の伝達

施設の利用者、来場者等へ警戒宣言が発せられたことを的確、簡潔に伝える。この場合、これらの人々が混乱状態に陥らないよう十分配慮する。

（イ） 緊急避難施設の点検

非常口、非常階段等の避難設備を点検し、発震時の来場者の避難に万全を期す。

（ウ） 火気の使用上の注意

火気を使用する場合には、近くに消火器等を配置するなど、発震時の火災防止に万全を期す。

（エ） 市主催の各種行事等

中止することを原則とする。

ウ 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、工事担当局は、現場の状況に応じ請負者の責任において次の措置を講じさせる。

（ア） 建築機械類の危険防止措置

（イ） 工事箇所の崩壊、倒壊、落下物の防止及び埋め戻し等の補強措置

（ウ） 工事現場内におけるガス管、上下水道管又は電線等の安全措置

（エ） 工事監督者、作業員の安全確保と現場巡視

（２）各部、各区本部の応急対策

部・区本部	主な応急対策	公共施設等応急対策・対応措置
危機管理部 （危機管理室、 副首都推進局、 政策企画室、 市政改革室、 行政委員会事務局、 市会事務局）	○職員の動員指令に関すること ○災害対策本部の庶務に関すること ○東海地震予知情報の収集及び伝達に関すること ○各部・各区との連絡に関すること ○防災行政無線の通信の統制に関すること ○本部長、副本部長の秘書に関すること ○他の部の所管に属さないこと ○東海地震予知情報等の広報に関すること ○東海地震予知情報及び警戒宣言に関する報道についての報道機関への協力依頼に関すること	〈東京事務所〉 ○施設保全に関すること ○中央官庁における情報収集に関すること ○東京都及び周辺への出張者との連絡に関すること
市 民 部 （市 民 局）	○生活物資等の価格及び需要にかかる情報の収集及び提供に関すること ○救援物資の備蓄状況の点検に関すること	
総 務 部 （総 務 局、 人 事 室、 ICT戦略室）	○本庁舎の防災に関すること ○職員の勤怠に関すること ○職員の給与及び給食に関すること ○所管施設の保守点検に関すること ○情報システムについての復旧等に関すること ○中央情報処理センターの防災に関すること	〈職員人材開発センター〉 ○職員研修は中止して職員に職場に復帰するよう指示する
財 政 部 （財 政 局）	○船の借り入れ並びに配船に関すること	
契約管財部 （契約管財局）	○車の借り入れ並びに配車に関すること ○応急仮設住宅地の情報提供に関すること ○救援物資・緊急資材の調達に関すること	
都市計画部 （都市計画局、 都市交通局）	○本部長の特命に関すること	
こども青少年部 （こども青少年局）	○乳幼児及び青少年の保護に関すること ○所管施設の応急対策に関すること ○本部長の特命に関すること	〈青少年活動施設・児童福祉施設・市立幼稚園〉 供用を中止する（休園・休館） 乳幼児、留守家庭児童等は、安全確保の措置を講じ保護者へ直接引き渡すまでの間は施設において保護する。上記以外の利用者等は帰宅時の注意事項について説明し自主帰宅させる

部・区本部	主な応急対策	公共施設等応急対策・対応措置
福祉部 （福祉局）	○被災高齢者・障がい者等の保護に関すること ○救援物資の配分・輸送に関すること ○福祉施設の防災及び復旧に関すること ○所管施設の応急対策に関すること ○本部長の特命に関すること	〈社会福祉施設〉 ○通所施設 供用を中止する（休園・休館） 障がい児・者及び社会状況の変化に伴い帰宅困難な高齢者等は安全確保の措置を講じ保護者へ直接引き渡すまでの間は施設において保護する。上記以外の利用者等は帰宅時の注意事項について説明し自主帰宅させる ○入所施設 安全確保の措置を講じ平常業務を継続する 入所者の保護者への引き渡しは保護者からの申し出があった場合のみとする 〈その他の施設〉 ○主催者と協議して利用を速やかに中止し、発令中は休館とする
健康部 （健康局）	○医療救護体制の確立に関すること ○食品の衛生並びに防疫体制の確立に関すること ○所管施設の応急対策に関すること ○本部長の特命に関すること	〈環境科学センター〉 ○業務は直ちに中止し、薬品等の保全措置をとる 〈食品衛生検査所・食肉衛生検査所・動物管理センター〉 ○平常どおり業務を行う ○薬品等の保管は万全を期す 〈その他の施設〉 ○主催者と協議して利用を速やかに中止し、発令中は休館とする
経済戦略部 （経済戦略局）	○救援物資（生活必需品）の調達計画に関すること ○所管施設の安全確保に関すること	〈計量検査所〉 ○平常どおり業務を行うが発震時の安全が確保できるよう機械類を固定する

部・区本部	主な応急対策	公共施設等応急対策・対応措置
市 場 部 （中央卸売市場）	○生鮮食料品流通の安全確保に関すること ・卸売業者等に対し入荷の安定を確保するよう指導する ・市場内業者の在庫量調査を行い、保管量を確認する ・需給状況等の調査を行う	〈本場・東部市場・南港市場〉 ○施設・設備の点検・補修を行う ○場内業者・買出人に警戒宣言の発令を伝達し、発震時の注意と協力を求め、市場を平常どおり開場する ○南港市場けい留所における獣畜の安全確保と暴走事故防止措置を行う
環境部 （環境局）	○発災後の活動体制の準備等に関すること ○所管施設の応急対策に関すること ・施設周辺の危険物の撤去並びに施設内の危険物等の安全保管 ・施設見学の中止及び見学者等（会葬墓参者等を含む）の避難誘導 ○非常用車両の確保に関すること	〈〈環境事業センター〉 ○原則として平常業務を行う ○発震時の火災防止に関する対策を実施する ○危険物の保管状況の確認を行う 〈工場〉 ○原則として平常どおり業務を行う ○発震時における火災防止及び施設の倒壊防止に関する対策を実施する ○危険物等の保管状況の確認を行う ○発電及び蒸気供給設備の安全保持に関する対策を実施する ○情報の程度に応じ焼却負荷を減じる対策を実施する 〈斎場・霊園〉 ○平常どおり業務を行う ○情報の程度に応じ火葬業務の一時中止等の対策を実施する 〈北港事務所〉 ○情報の程度に応じ廃棄物輸送の一時中止等の対策を実施する
都市整備部 （都市整備局）	○市営住宅及びその共同施設の工事現場の安全確保に関すること ○本市施設の建設工事現場の安全確保に関すること（建設部、水道部、港湾部を除く） ○連絡員の指揮監督に関すること ○本市施設の通信施設の点検及び補強に関すること ○本庁舎の応急修理に関すること	〈市営住宅〉 ○連絡員に対し、住宅設備及びその共同施設を点検させ、住宅監理センター又は時間外緊急連絡センターへ報告する ○連絡員を通じて居住者にベランダなどに置いている植木鉢等の落下防止措置を行うよう連絡する ○連絡員に共同住宅の特殊性を考慮しつつ防火に努めさせる

部・区本部	主な応急対策	公共施設等応急対策・対応措置
建設部 （建設局）	○主要道路、広域避難場所周辺道路の巡視及び報告に関すること 障害物の除去、擁壁・石積等の点検応急資材の配置 ○主要河川、橋梁、堤防、護岸等の巡視、点検及び報告に関すること ○防災施設（水門、鉄扉）操作者への情報伝達と緊急対応策の指示に関すること ○下水道施設の震害の予防に関すること ○公園施設、街路樹及び公園樹の災害予防に関すること ○所管施設の安全確保に関すること	〈安治川河底隧道〉 ○原則として平常どおり使用させる。ただし、発震時にエレベーターの運転停止の措置と避難対策を実施できるよう準備する 〈渡　船〉 ○原則として平常どおり運行させる。ただし、地震による津波の恐れがある場合の運行停止措置と渡船の避難対策を実施できるよう準備する 〈大阪駅前地下道〉 ○大阪駅前地下街総合共同防火管理協議会を通じ発震時の避難対策等を連絡すること 〈管渠〉 ○送水管、送泥管、排流渠、水管橋等の圧力管渠関係及び吐口、雨水吐（室）伏越ゲート、ゲート会所当の点検強化 〈処理場・抽水所〉 ○平常どおり業務を行う ○資材（重油・灯油等）の確保 ○構造物、機械設備等の管理態勢の強化 焼却炉及びボイラーの運転は停止、消化ガスタンクの元バルブを締め切る ○危険物の保管及び管理の強　化 ○市民等に開放されている施設を閉鎖する 〈天王寺動物園〉 ○閉園とする ○動物の園外脱出を防止するため各門を閉鎖できる体制を作り、天王寺動物園の定める範囲の動物を優先的に動物舎、外柵錠及び捕獲具の点検を行い動物の脱出予防に努める ○入園者に対して発令された旨を伝達し、混乱のないよう適切かつ速やかに安全な場所に誘導を行う 〈公園事務所〉 ○広域避難場所を管理している事務所については、市民等の受入れをいつでも迅速かつ円滑に実施出来るよう点検整備を図る 〈プール〉 ○プール洗いの後、プールに水を張る 〈大阪城天守閣〉 ○観覧者が退避するよう誘導し発令中は休館とする

部・区本部	主な応急対策	公共施設等応急対策・対応措置
港湾部 （港湾局）	○港湾及び海岸施設の防災に関すること 津波が襲来する場合に備え荷役作業等の非就業時には防潮扉を閉鎖するよう指導する ○在港船舶への警戒宣言発令の伝達に関すること	〈岸壁及び物揚場〉 ○物件の整理及び構築物上の荷重の軽減の呼び掛けを行う 〈荷役機械〉 ○転倒防止措置の呼び掛けを行う 〈上屋等〉 ○建物内での荷物崩れ防止及び窓等閉鎖の呼びかけを行う
会計部 （会計室）	○災害対策に必要な資金の調整及び現金の出納に関すること ○金融機関との連絡調整に関すること ○本部長の特命に関すること	
消防部 （消防局）	○非常警備を発令し、出動体制を確立する ○通信体制の確立に関すること ○警防機械・資器材の点検整備に関すること ○広報体制の確立に関すること ○事業者に対する指導査察活動に関すること ○可般式ポンプ・耐震性貯水槽及び補助水利の点検に関すること	
交通部 （交通局）	○地下鉄及びニュートラム ・駅・車内の乗降客に対し、警戒宣言の発令を周知し、発震時の秩序ある行動を要請する ・駅への乗客の過度の集中を防止するため関係機関に協力を依頼するとともに近距離利用者の徒歩への切り替えの協力を求める ・混乱を生じる場合には、適宜改札制限を行う ・その他、地震の発生に備え必要な措置をとる ○バス ・可能な限り平常どおり運行させる ・警戒宣言等及び運行に関する措置等を停留所、バスターミナル等への掲示により周知する ・発震時に備えて安全運転に努める	〈車両管理事務所〉 平常どおり業務を行うが、次のことを徹底する ○警戒宣言の発令を場内作業者に伝達し、発震時の即応体制の確立に努める ○発震時に備えて安全作業の励行、危険物の厳重な保管、設備機械類の安全確認を行う 〈軌道・トンネル・高架等鉄道設備〉 ○警戒宣言の発令の周知徹底及び地震発生時の巡視点検等の体制確保に努める ○地震計・警報装置及び消火器等の防災設備の点検整備を行う
水道局 （水道局）	○震害による導管被害補修のための応急復旧用機材の準備に関すること ○応急給水のための車両、応急給水用資器材等の準備に関すること ○市民等及び事業者に対し貯水するようＰＲすること	〈浄水場・配水場〉 ○配水池に有効貯水量を確保する ○危険物等の保管を厳重に行う ○薬品貯蔵設備の点検整備に関すること

部･区本部	主な応急対策	公共施設等応急対策･対応措置
教 育 部 （教育委員会事務局）	○発災後の活動体制の準備等に関すること ○所管施設の応急対策に関すること ・施設周辺の危険物の撤去並びに施設内の危険物等の安全保管 ･施設見学の中止及び見学者等（会葬墓参者等を含む）の避難誘導 ○非常用車両の確保に関すること	＜学校＞ ○警戒宣言・大規模地震関連情報等の内容を周知するとともに、不安動揺の発生を防止するため適切な指示を行う ○通常の授業を打ち切り、帰宅時の注意事項にかかる応急処置を実施し、臨時休校とする （発令中は休校とする） ○校外活動は即時帰校し、在校時と同様の措置をとる ○備品などの転倒・落下防止、消火器、施設整備を点検する ○薬品は保管庫等に保管する ＜中央図書館等市民利用施設＞ ○「市民利用施設の管理」に準じた措置をとる
区 本 部	○平常どおり業務を行う ○市本部との連絡に関すること ○東海地震予知情報等の収集及び連絡に関すること ○東海地震予知情報等の広報に関すること	＜区民センター等市民利用施設＞ ○「市民利用施設の管理」に準じた措置をとる 〈保健福祉センター〉 ○集団を対象とした事業は、原則として中止する ○薬品等の保管は発震時の安全を考慮する ○環境衛生対策班及び食品衛生対策班を速やかに編成し、出動できるよう準備する ○関係機関に医療救護班の編成を要請する

２　警備対策

警戒宣言が発令された場合、府警察及び大阪海上保安監部は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施するものとする。

（１）府警察の措置

ア　各種情報の収集及び伝達を行う。

イ　重要施設、主要な駅、危険箇所等を警戒する。

ウ　混乱を防止するための広報を行う。

エ　犯罪の予防と取締を行う。

（２）大阪海上保安監部

ア　危険物施設等周辺海域を警戒する。

イ　在港船舶への警戒宣言、津波の恐れについて周知する。

ウ　海上における犯罪の予防と取締を行う。

３　交通対策

警戒宣言が発令された場合、府警察、大阪海上保安監部及び道路管理者は、関係機関との緊密な連携のもと情報収集に努め、交通の確保、混乱の防止等必要な措置を講じるものとする。

（１）府警察の措置

ア　交通規制、交通整理を実施する。

イ　交通規制等への協力と安全走行についての広報を実施する。

（２）大阪海上保安監部の措置

ア　船舶に対し警戒宣言及び東海地震に関連する情報等を伝達する。

イ　危険物積載タンカー等の危険物積載船舶は出来る限り港外に避泊するよう指導する。

ウ　漁船等に対する緊急避難準備を指導する。

エ　航路の安全を確認するため、木材の流出防止措置を指導する。

オ　強化地域への航行は取りやめるよう広報する。

（３）道路管理者の措置

ア　府公安委員会、府警察が行う交通規制等に協力する。

イ　危険箇所を点検する。

ウ　路面排水ポンプを点検する。

エ　トンネル、高速道路等の非常口扉を点検する。

オ　自家発電装置、予備電源及び道路管理者用通信施設を点検する。

カ　石橋、木橋及び古い橋梁に留意する。

キ　工事中の現場は作業を中止し、補強等の安全措置を講じる。

ク　次の事項について広報を行う。

（ア）　高速道路、一般道路の交通規制の実施状況について

（イ） 道路の渋滞状況等について
（ウ） 路上駐車中の車両に対する移動について
（エ） 路上駐車する場合の注意事項

4　公共輸送等対策

警戒宣言が発令されたとき、公共輸送機関は、旅客の安全確保及び地震発生後の輸送の早期確保を図るため、国及び関係機関との密接な連携のもとに次の措置を講じるものとする。

（1）鉄道（鉄道事業法に基づく鉄道事業者）

ア　乗客等に対する混乱防止措置

イ　施設の点検

ウ　列車の運行規制等

（ア） 強化地域への列車の入り込みは、原則として規制する。
（イ） 危険物積載列車は走行を停止する。
（ウ） その他、地震の発生に備え必要な措置をとる。

エ　旅客の待機、救護

西日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)は、長距離旅客の安全確保のため、次の措置をとる。

（ア） 駅舎内の旅客及び駅に停止した旅客内旅客は、自己の責任において行動を希望する者を除き、原則として駅舎内又は列車内に残留させることとする。
（イ） 上記旅客に対しては、食事の斡旋を行うものとする。なお斡旋が不可能となった場合は、関係地方自治体に食事の斡旋の要請を行うものとする。
（ウ） 上記旅客のうち、病人等の救護を要する旅客を直営医療機関又は駅周辺の医療機関へ受入するものとする。

（2）バス・タクシー

ア　規定の安全走行

イ　バスターミナル、タクシー乗場等における旅客の混乱防止

5　劇場、高層建築物、地下街等対策

劇場、映画館、旅館、ホテル、高層ビル、地下街等不特定多数の者を受入する施設の管理者は、その社会的責任の立場に立って警戒宣言が発令された場合、迅速な対応を図り混乱の防止と安全確保に努め、次の措置を講じる。

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。また、府及び市町村は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

（1）自主防災体制を確立する。
（2）施設利用者に対し警戒宣言に係る情報を的確な方法で伝達し、従業員や自営消防組織等を活用してより安全に誘導する。

（３）食料品、日用品を販売する店舗等は、原則として平常営業とするが、飲食店等は混乱防止、出火防止の観点から営業を自粛する。
（４）従業員に適切な避難誘導を指導する。
（５）エレベーターの運転を中止する。
（６）ガラス、看板、陳列品・棚、備品等の転倒、落下防止措置を講じる。
（７）防火戸、非常口、消火設備、警報装置、防火避難上重要施設を点検し、必要に応じ応急修理を実施し、作動準備をする。

６　危険物施設等対策

危険物施設等は、所要の耐震性が確保されているが、事業所においては、地震による施設機械等の損傷、転倒落下等により危険物等が漏洩流出あるいは出火する恐れがあるので、警戒宣言が発令された場合は、必要な措置を講じるものとする。

（１）危険物

危険物施設にかかる事業所は、次の措置を講じる。

ア　自衛消防組織等防災体制の確立
イ　緊急遮断弁等危険物安全防護措置等の点検、破損・転倒防止、流出油拡大防止等の措置
ウ　危険物等にかかる運搬等の抑制

（２）高圧ガス、火薬類

高圧ガス、火薬類取り扱い施設にかかる事業所は、次の措置を講じる。

ア　自主保安体制の確立
イ　操業の制限又は中止
ウ　緊急遮断弁等危険物安全防護等の措置
エ　防毒マスク等防災資機材及び応急復旧工事用資機材の点検確認
オ　高圧ガス、火薬類にかかる輸送途上の遵守事項の徹底等

（３）ＬＰガス

ＬＰガス販売事業者は、次の措置を講ずる。

ア　容器の転倒、落下防止措置の確認及び補強
イ　防災資機材の点検確認
ウ　緊急出動体制の確立
エ　消費者に対するボンベの転倒防止・補強措置の実施の働きかけ等

（４）毒劇物

毒物・劇物取扱施設にかかる事業者は、次の措置を講じる。

ア　自主防災体制の確立
イ　貯蔵施設等の緊急点検

ウ　毒物等の充填、移し替え作業の停止

エ　転倒、落下防止措置の確認及び補強

7　電信・電話対策

警戒宣言が発令された場合、西日本電信電話(株)は、重要通話を優先的に確保するとともに、一般通話を可能な限り確保するため、次の措置を講じる。

（1）通信の輻輳の防止を図るとともに、災害応急復旧が円滑に実施できるよう準備する。

（2）非常緊急扱いの電話及び非常緊急扱い電報の疎通ルートを確保し、他の通話に優先して取り扱う。

（3）臨時の営業窓口の開設を準備する。

（4）災害対策用機器等の点検整備を行い準備する。

（5）利用者の利便等について、次の点を中心に広報する。

ア　通話規制状況（グリーン又はグレーの公衆電話を利用）

イ　不要不急の電話をしないこと

ウ　地震発生時に電話の受話器が外れる恐れがあること

エ　応急仮設電話の設置状況等

8　電気・ガス対策

（1）電力施設

警戒宣言が発令された場合、関西電力(株)は、発電設備、変電設備、送電設備、配電設備等の電力施設について、次の措置を講じるものとする。

ア　防災体制の確立

本店および支社等において非常災害対策本部を設置する。

イ　施設の保全

・電気施設等に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を実施する。

・保安通信設備の緊急運用体制の確立を図る。

・保安通信設備の点検整備

ウ　資機材等の点検整備

・工具、車両の点検整備を行う。

・復旧用資材に関し、予備品及び貯蔵品の在庫量の確認を行う。

エ　広報事項

・災害による断線、電柱の倒壊、折損による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災の未然防止のため必要な広報活動を行う。

（2）ガス施設

大阪ガス(株)は、製造施設、貯槽、導管等のガス施設について、万一の被害発生に備え、次

の措置を講じるものとする。

ア　対策本部の設置

・警戒宣言の発令と同時に、本社及び関係事業所において対策本部を設置する。

イ　施設の保全

・製造施設、供給設備について、巡視点検を行う。

・保安通信設備の点検整備を行い、通信状態を確認する。

ウ　資機材の点検

・災害応急復旧工事用資機材の点検

エ　安全措置

・地震発生時に備え自社工事及び他社工事現場の保安体制を確認する。

・地震対策施設の点検、確認を行う。

オ　広報事項

・避難の際は、ガス栓、コックを閉止すること。

・その他事故防止のため留意すべき事項

付　属　南海トラフ地震防災対策推進計画

第１章　総則

第１節　推進計画の目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下、「南海トラフ特措法」という。）第５条第２項の規定により、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、当該地域における地震・津波防災体制の推進を図ることを目的とする。

第２節　推進地域

本市は、南海トラフ特措法第３条第１項の規定に基づき指定されている。（平成26年３月31日内閣府告示第21号）

第３節　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱推進地域

本市に係る地震・津波防災に関し、防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第１部総則 第４節 ４－３　防災関係機関の責務・役割」に掲げる内容とする。

第２章　地震発生時の応急対策等

第１節　組織

地震が発生し、又は発生のおそれがある場合には必要な組織動員をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意することとし、その体制については、「第２部災害予防・応急対策　第１章　活動体制」によるものとする。

第２節　地震発生時の応急対策

地震発生時の応急対策については、「第２部　災害予防・応急対策」によるものとする。

第３章　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第１節　津波からの防護

津波からの防護については、「第８章　社会基盤施設の耐震化等～第１２章 消防体制」によるものとする。

第２節　円滑な避難の確保

津波からの円滑な避難の確保については、「第３章　災害広報」「第５章　避難・安全確保」「第１０章　津波対策」によるものとする。

第３節　迅速な救助に関する事項

迅速な救助については、「第４章　活動拠点等の確保」「第１２章　消防体制」「第１３章医療・救護」によるものとする。

第４章　防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項については、「第２章　協働・協力体制」「第３章　災害広報」「第７章　防災教育・」訓練」によるものとする。

第５章　地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項については、「大阪府地震防災緊急事業五箇年計画」及び「大阪市地域防災アクション」によるものとする。（「第１節　計画の方針　１－９　計画の習熟及び推進～１－１２　地震被害軽減のための調査研究」「第２節　市域の概況」「第３節　災害想定・被害想定」参照）